

## 第2回 岡山県最低賃金専門部会

### 議 事 要 旨

#### 1 日 時

令和8年7月31日（金曜日） 午後3時～

#### 2 場 所

岡山市北区桑田町1-36

岡山地方合同庁舎 3階会議室

#### 3 出席者

公 益 委 員 : 3人

労働者代表委員 : 3人

使用者代表委員 : 3人

#### 4 審議事項

##### （1）岡山県最低賃金額審議

#### 5 議事要旨

##### （1）岡山県最低賃金額審議

岡山県最低賃金額について審議され、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

基本的な考え方

##### 【労働者側意見要旨】

- ・物価高が続く中で、労働者の生活は厳しさを増しており、とりわけ最低賃金近傍で働く生活者の暮らしは極めて苦しい。今年の最低賃金引上げへの期待感は今まで以上に高まっている。最低賃金を引上げ、最低賃金近傍で働く労働者の生活の安定・安全を担保することが不可欠。厳しい環境下の最低賃金引上げは生活の安定、社会的セーフティーネットを促進する強いメッセージとなる。
- ・最低賃金の引上げ幅のみならず、最低賃金のあるべき水準の観点からの議論も必要である。
- ・岡山県の最低賃金の水準は不十分であり、安心して暮らせる生活に必要な賃金水準を早期に確保していく必要がある。
- ・岡山県の最低賃金の水準は、隣県と比較して不十分。隣県との賃金格差は大きな課題である。
- ・地域間の格差は地方から都市部へと労働力を流出させ、地方の中小・零細企業の事業継続、発展の厳しさに拍車をかける一因になると考える。
- ・低水準で生活している労働者の生活水準の改善、ランク間格差、地域間格差の

是正が必要である。

- ・最低賃金は生活を支える制度であり、改定から発効までできるだけ短くして物価上昇に対して実質賃金の低下を防ぐことが重要である。
- ・企業が準備しやすいよう発効日は一定に保つということが望ましいとされていることや、生活改善の実感が得られるよう今年度10月1日発効を強く求めたい。

#### 【使用者側意見要旨】

- ・この間、賃金上昇、物価上昇が続くなかで、一定程度の最低賃金の引上げの必要性は理解する。
- ・最低賃金改定の際の3要素の中でも、生計費、消費者物価について、岡山市の生鮮食品を除く総合では令和8年5月では前年度比1.5%アップとなっている。これは令和7年平均の3.1%アップに比べて上昇は少し緩やかとなっている。
- ・賃金については、今春の賃金改定状況をみると、岡山県経営者協会の集計、連合岡山の集計でも、4%台半ばから後半ということであり昨年並みとなっている。
- ・賃金の支払い能力が課題になるわけで、国も様々な施策に努めてはいるが、価格転嫁の問題では、資料でも明らかなようにコスト全体の転嫁率は54.2%、賃上げの原資となる労務費の転嫁については50%程度に留まっている。賃金引上げ原資の確保がままならない状況のなかで、賃上げに取り組んでいるのが企業の実態である。
- ・県内企業においては、99.8%が中小・小規模事業者である。賃上げによる経営への影響では、労働分配率は大企業に比べて中小・小規模事業者においては当然大きくなる。
- ・最低賃金の改定についても支払い能力を十分に踏まえた慎重な審議、判断が不可欠であると考えている。

#### 提示額について

##### 【労働者側】

68 円を提示する。

岡山県における最低限の生活を営むに必要な連合リビングウェッジにおける時間額を目指す。

一方、生活保護基準における扶助費の引上げ率3.5%、エンゲル係数、食料品等消費者物価指数の上昇率3%を加味したもの

##### 【使用者側】

39 円を提示する。

中央最低賃金審議会資料 賃金改定状況調査における賃金改定率Bランク、産業計における引上げ率3.7%を根拠とする。

- (2) 公益から今後の進め方について意見を求めたところ、労使双方から、本日はこれ以上の金額提示は難しく、改めて金額提示については持ち帰り検討したいとの意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。

6 その他  
特になし。

7 配布資料  
・雇用情勢（令和8年6月）